

成障第1083号

令和5年5月19日

障害福祉サービス事業所 管理者各位

障害児通所支援事業所 管理者各位

成田市福祉部障がい者福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
障害福祉サービス等の在宅での支援に係る対応について（通知）

日頃より、本市の障がい福祉施策に対し、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
でございます。

さて、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡、以下「国事務連絡という。」）において、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けの変更後（令和5年5月8日以降）の障害福祉サービス等の臨時的な取扱いの内容が示されたところです。

つきましては、本市におきましても、国事務連絡に準じた取扱いを行いますので、各事業所におかれましては、国事務連絡に基づく対応に遺漏の無いようお願いいたします。

また、本市では、障害児通所支援及び生活介護について、在宅での支援に係る取扱いを別途ホームページ等でお知らせしておりますが、国事務連絡の別紙中連

番3及び28「5類移行後の取扱内容」に示す取扱いに基づき、令和5年5月8日から当面の間、下記のとおり取り扱うこととしますので、併せて遺漏の無いようお願いいたします。

記

1 要件

事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問で出来る限りの支援の提供を行ったと本市が認める場合は、通常と同額の報酬算定を可能とします。

なお、事業所において通常のサービスの提供が困難な場合は、次のような場合を想定しています。

- ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合
- ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

2 在宅での支援を行う場合の届出又は報告方法

在宅での支援を行う前及び行った後に、(ア)(イ)の方法により、届出書類等を成田市役所障がい者福祉課に提出してください。

なお、在宅での支援を行う前に届け出が無かった場合には、原則として報酬の対象外となりますので、ご注意ください。

(ア) 在宅での支援を行う前

(様式1)「新型コロナウイルス感染症防止のための在宅支援届出書」を作成し、次のQRコード又はURLから提出ください。



URL : <https://logoform.jp/form/kR3j/277981>

(イ) 在宅での支援を行った後

(様式2)「新型コロナウイルス感染症防止のための在宅支援実施報告書」を作成し、在宅での支援を行った月の翌月10日までに窓口又は郵送にて提出してください。

また、国保連請求で実績記録票を入力する際は、在宅での支援を行った日の備考欄に「在宅支援」と記入してください。(記入できない場合は、未記入のままでも構いません。)

【問い合わせ先・提出先】

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市障がい者福祉課

TEL 0476-20-1539

FAX 0476-24-2367

E-mail shofuku@city.narita.chiba.jp